

第4回大野市小中学校再編計画検討委員会

と き 令和2年10月1日(木)
午後7時より

ところ 結とぴあ 305・306

1 開会

2 開会あいさつ

3 議事

(1) 小学校の再編について

(2) その他

4 その他

5 閉会あいさつ

大野市教育理念

《理念本文》

明倫の心を重んじ 育てよう 大野人

《宣誓文》

人としての生きる道を明らかにし、進取の気象を育てた明倫の心は、いつの時代においても変わらない大野の学びの原点です。

私たちは、この心を大切にして、優しく、賢く、たくましい大野人になるため、学び、育てることに努めていきます。

◆◆◆ 傍聴される方へのお願い ◆◆◆

本委員会は、大野市教育委員会傍聴規則により傍聴を行います。

このため、傍聴される方は、大野市教育委員会傍聴規則に定められている事項をお守りいただき、会議の円滑かつ適正な運営にご協力ください。

◆ 禁止事項

次のいずれかに該当する人は傍聴できません。

- (1) 酒気を帯びている人
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を持っている人
- (3) その他、教育長が傍聴を不相当と認めた人

◆ 入室の制限

傍聴人席が満席となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒否する時があります。

◆ 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を守ってください。

- (1) 帽子、防寒着等を着用しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 静かに傍聴し、私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (4) 議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (5) 携帯電話を使用しないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。(教育長の許可を得た者を除く。)
- (7) その他、傍聴人は教育長の指示に従わなければならない。

◆ 傍聴人の退場

委員会で、公開しないことと議決された時は、速やかに退場してください。

大野市教育委員会傍聴規則に違反し、会議の秩序を乱すおそれがあると認められた時は退場をお願いしますので、速やかに退場してください。